

厚生労働大臣の定める掲示事項①

I 中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制の基準を満たしております。

III 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

IV 入院時食事療養について

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める揭示事項②

V 当院は中国四国厚生局長へ次の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・地域包括ケア病棟入院料 1
- ・医師事務作業補助体制加算 1
- ・医療安全対策加算 2
- ・感染対策向上加算 3
- ・データ提出加算
- ・認知症ケア加算
- ・入退院支援加算
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・機能強化加算

2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・外来化学療法加算2
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・外来、在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料
- ・在宅医療DX情報活用加算

VI 付添看護について

当院では、患者の負担による付添看護を行っておりません。

厚生労働大臣の定める掲示事項③

Ⅶ 保険外負担に関する事項

① 特別の療養環境について

当院における室料差額は、次の通りです。

番号	病室番号	金額（税込）
I	320	16,500円
II	302, 303, 305, 306, 315, 316, 317, 318, 413, 415, 417	5,500円
III	301	2,200円
IV	313, 408, 410, 411, 412	1,100円

※ 番号Ⅰは個室で冷蔵庫、ミニキッチン、風呂・トイレを備えております。

※ 番号Ⅱは個室で冷蔵庫を備えています。

※ 番号Ⅲは2人病室、番号Ⅳは多床室で冷蔵庫を備えています。

② 文書作成料・画像CD作成料について

当院における文書作成料・画像CD作成料は次の通りです。

作成文書名等	金額（税込）
生命保険会社用入院証明書・自賠責用診断書・自賠責用明細書 死亡診断書・警察提出用診断書・公的機関提出用診断書 施設提出用診断書（検査費用含まず）・その他記載がない診断書	5,500円
一般診断書（当院書式によるもの） 死亡診断書（2枚目以降）＜注：コピーになります＞	3,300円
自賠責用明細書（第三者行為）	8,800円
生命保険会社等からの回答書作成	11,000円
おむつ証明書	1,100円
画像CD代（撮影料は別途かかります）	550円

ご不明な点がございましたら、当院職員へお尋ねください。